

## 議案第32号

損害の賠償について

上記の議案を提出する。

令和6年3月13日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

損害の賠償について

下記のとおり、損害を賠償する。

### 記

- 1 賠償の金額 金4,155,400円
- 2 賠償する相手 埼玉県川口市南鳩ヶ谷7丁目所在法人
- 3 賠償の理由 令和5年11月9日午後0時5分頃、区職員が運転していた起震車が、起震車訓練を終え、保管場所である旧杉並中継所に向かう途中、環状八号線（外回り）杉並区南荻窪1-43付近において、信号待ちをしている車両に追突し、相手方の車両を損傷させたので、これに対する損害を賠償する。
- 4 支払の方法 既支払額を除き、一括払いとする。

（提案理由）

職員に係る自動車交通事故に関する損害の賠償をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきこの議案を提出する。